

米国税務アップデート 個人納税者番号に係る 新ガイドライン

EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

概要

2016年8月4日、米国歳入庁(Internal Revenue Service、以下「IRS」)は個人納税者番号(Individual Taxpayer Identification Number、以下「ITIN」)の失効及び更新に関する重要な新ガイダンスを発表しました。ITINは、社会保障番号(Social Security Number、以下「SSN」)を取得する資格のない個人に対し、IRSより申告用に発行される番号のことです。新ガイダンスによれば、失効の対象となるITINを保持している納税者は、2016年10月1日よりITINを更新できます。

失効となるITINは、過去3年間に於いて連邦税申告書に一度も使用されていないITINです。同様に、2013年以前に発行されたITINについても順次失効¹するため、更新の必要があります。例えば、2007年末以前に発行されたITINは、過去3年間の連邦申告書において使用されていても2017年1月1日に失効となるため、2016年度申告のために更新をする必要があります。

¹ ITINは以下のスケジュールに従い失効します:

発行時期	失効時期
2007年末以前に発行されたITIN	2017年1月1日
2008年に発行されたITIN	2018年1月1日
2009年及び2010年に発行されたITIN	2019年1月1日
2011年及び2012年に発行されたITIN	2020年1月1日

背景

2015年12月に制定されたProtecting American from Tax Hikes (PATH) Actは、ITINの失効について決めていました。今回のガイダンスは、PATH Actにより決められた失効するITINの更新について納税者をサポートするものです。

ITINとはIRSより発行され、社会保障番号(SSN)と同様に9桁(XXX-XX-XXXX)で構成される申告用の番号です。どのITIN番号も最初の番号は9から始まり、4桁と5桁目が50-65、70-88、90-92、94-99と指定されています。

IRSは、SSNを取得する資格のない個人に対し申告用にITINを発行します。PATH Act以前においては、納税者はITINを一度取得すれば、その番号を継続して使用することができました。しかし、PATH Actにより、過去3年間の連邦税申告書に使用されていないITINは、更新しない限り失効することとなりました。すなわち、過去3年間連続で連邦税申告書にITINを使用していない場合、3年目の12月31日にITINは失効となります。また、2013年1月1日以前に発行されたITINに関しては、たとえ過去3年以内に使用されていたとしても、注1のスケジュールに従い失効します。

ITIN更新が必要となる納税者

IRSは、2016年申告書を提出する必要がないITIN保持者については、更新の必要性がないことを明示しています。反対に、2016年度申告にあたり、主に以下の2つのグループがITIN更新の対象となります：

▶ 使用されていないITIN

過去3年間(2013-2015年)の連邦税申告書に一度も使用されていないITINは、2017年1月1日に失効となります。これに該当し、2016年度申告が必要となるITIN保持者は、ITINの更新をする必要があります。更新は2016年10月1日より可能です。

▶ 期限切れになるITIN

2013年以前に発行されているITINに関しても、2017年1月1日以後、順次失効となります。まず失効となるITINは、4・5桁目が78と79(例:9XX-78-XXXX)のITINです。これに該当するITINの更新も2016年10月1日より可能です。IRSは2016年8月より、これに該当するITIN保持者に対し、更新の通知と手続きに関する手紙の郵送を開始します。4、5桁目が78か79以外のITINの失効及び更新に関するスケジュールは、今後発表される予定です。

ITINの更新手続き

ITINの更新には、2016年9月に発表される新様式(Rev. 9-2016)のW-7"Application for IRS Individual Taxpayer Identification Number"の提出をもって行います。IRSは納税者の負担を減らすため、申告書にW-7を添付するのではなく、W-7を単独で提出することを認めています。

様式W-7の提出は以下の3つのいずれかの方法により行うことができます：

- ▶ 本人確認書類の原本、又は原本を発行した当局により認証された本人確認書類のコピーと様式W-7を合わせて、IRSの指定住所へ郵送(本人確認書類は60日以内に返却される)
- ▶ IRSに認定されているCertified Acceptance Agents(もしくはAcceptance Agent)による本人確認面談を受け、本人確認書類のコピーと様式W-7をIRSへ提出
- ▶ 本人確認書類の原本をIRSに郵送する代わりにIRS Taxpayer Assistance Center(米国のみ)に事前に電話し予約をした上で様式W-7を持参

納税者は申告書提出時にもITINを更新することができますが、この方法は申告手続きを遅らせる可能性があるため、あまり勧められません。

家族オプション

IRSはITINの更新手続きをより簡易的にするため、家族オプション(Family Option)を提供しています。4、5桁目が78か79のITINを保持しており、IRSから更新の手紙を受理した個人は家族全員のITINを同時に更新することができます。家族全員のITINを同時に更新することによって、失効時期が異なるITINについて個別の更新をする必要がなくなります。家族には税務申告上の配偶者や扶養家族が含まれます。

パスポートに米国への入国日が記載されていない扶養家族に対する新しい要件

これまでパスポートは、単独で本人確認書類とみなされてきました。しかし、2016年10月1日より、カナダ及びメキシコ以外から渡米している、又は、海外の米軍メンバー以外の扶養家族については、入国日の記載が入ったパスポートである場合のみ、単独にて本人確認書類となります。米国への入国日が記載されていないパスポートはITIN申請の際に追加の本人確認書類が必要となります²。

² 例えば、6歳未満の扶養者の場合は米国医療記録、18歳未満の扶養者の場合は米国での学業成績書をそれぞれパスポートと一緒に提出する必要があります。18歳以上の扶養者の場合は申請者の氏名と米国の住所が記載されている賃貸又は銀行取引明細書、公共料金明細書等が追加の本人確認書類として必要です。

ITINに関するその他の情報

ITINは連邦所得税の納税目的のみに使われ、それ以外の目的のために使用することはできません。第三者よりIRSに提出される情報開示用の申告書のみで使用されているITINについては、更新の必要はありません。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊社では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人
ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20160914

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp